

# 常勤理事の報酬等に関する規程

## 第1章 総則

(目的及び意義)

**第1条** この規程は、公益社団法人リース事業協会（以下「この法人」という。）の定款第31条の規定に基づき、常勤理事の報酬、費用その他常勤理事に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める役員に対する報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、役員としての職務遂行の対価に限られ、この法人の使用人（事務局の職員をいう。以下「職員」という。）として受ける財産上の利益、第3号の費用、職員と並んで等しく受けるこの法人の通常の福利厚生を含まない。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費等の経費をいい、第2号の報酬とは明確に区分されるものとする。

## 第2章 月額報酬及び賞与

(報酬の支給及び総額の決定)

**第3条** この法人は、職務遂行の対価として、常勤理事に対して報酬を支給する。

- 2 常勤理事の年間報酬(月額報酬及び賞与の額をいう。)の総額は、総会において決定し、各々の常勤理事の月額報酬及び賞与の額は、次条の規定に従って決定するものとする。

(月額報酬及び賞与の額の決定)

**第4条** 常勤理事の月額報酬は、常勤理事月額報酬表のとおりとし、各々の常勤理事への適用は、会長が理事会の承認を得て決定するものとする。

- 2 賞与の年間支給額は月額報酬に6.0を乗じた額を上限とし、各々の常勤理事の賞与の額は会長が定めるものとする。

(月額報酬及び賞与の支給方法等)

**第5条** 月額報酬の計算期間は、毎月1日から当月末日までとし、当月25日に支給する。但し、支給日が休日であるときは、その直前の就業日に繰り上げて支給するものとする。

- 2 前項の計算期間の中途において就任したとき、もしくは退職し又は死亡したときは、その月の月額報酬の額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 3 賞与の対象期間は、次のとおりとし、支給時期は、原則として、夏季賞与については

6月下旬、年末賞与については12月上旬とする。

(1) 夏季賞与 前年度10月1日から3月31日まで

(2) 年末賞与 当年度4月1日から9月30日まで

- 4 月額報酬及び賞与は、法令に基づき月額報酬又は賞与の額から控除すべき金額がある場合にはその金額を控除し、通貨により直接本人に支給するか、または本人が指定する金融機関の口座への振込みにより支給する。

### 第3章 退職手当

(退職手当の支給)

**第6条** 退職手当は、常勤理事として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

- 2 この法人の定款第30条の規定に基づき役員を解任された常勤理事に対しては、退職手当を支給しない。

(退職手当の額)

**第7条** 退職手当の額は、退任時の月額報酬に100分の28の割合を乗じて得た額に在任期間を乗じた額とする。

(在任期間の計算)

**第8条** 前条の在任期間は、常勤理事就任の日から退任の日までの期間について、1か月を単位として暦にしたがって計算するものとし、1か月に満たない端数は1か月に切り上げるものとする。

- 2 職員を兼務していた者の在任期間は、職員を定年退職した月の翌月から常勤理事退任の日までの期間について、1か月を単位として暦にしたがって計算するものとし、1か月に満たない端数は1か月に切り上げるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

**第9条** 常勤理事が任期満了後に引き続き理事に選任されたときは、その者の退職手当の支給については引き続き在任したものとみなす。

(退職手当の支給方法等)

**第10条** 退職手当は、原則として退任の日から1か月以内に、法令により控除すべき額を控除し、通貨により直接本人に支給するか、または本人が指定する金融機関の口座への振込みにより支給する。

- 2 退職手当を受取るべき本人が死亡した場合は、労働基準法施行規則に定める遺族補償範囲及び順位により、その遺族に支給する。

### 第4章 費用

(費用の支払)

**第11条** 常勤理事がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求の日から遅滞なく支払うものとする。

(通勤手当)

**第 12 条** 常勤理事のうち乗用車による送迎を行う者以外の者に対して、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

2 通勤手当は、所定の交通機関を利用した場合の 1 か月間の定期代に相当する額とし、月額報酬の支給と同時に支給する。

(出張旅費)

**第 13 条** 常勤理事の出張旅費に関する取扱いは、事務局の出張旅費規程を適用する。

## 第 5 章 補 則

(公表)

**第 14 条** この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

**第 15 条** この規程の改正は、理事会の決議を経てこれを行うものとする。

### 附 則

1. この規程は、平成 24 年 7 月 25 日から施行する。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日までの間は、第 1 条の「公益社団法人リース事業協会」を「社団法人リース事業協会」と、第 1 条の「定款第 31 条」を「定款第 16 条」と、第 6 条第 2 項の「定款第 30 条」を「定款第 15 条」と読み替え、また、第 14 条の規定は適用しない。
2. この規程の施行日現在において在任する常勤理事の退職手当の額は、第 7 条の規定により計算した額と従前の計算方法により算出した額の差額を調整額として加算するものとする。

(別表) 常勤理事月額報酬表

| 号 | 月額報酬        | 号  | 月額報酬      | 号  | 月額報酬      |
|---|-------------|----|-----------|----|-----------|
| 1 | 1,100,000 円 | 6  | 850,000 円 | 11 | 600,000 円 |
| 2 | 1,050,000 円 | 7  | 800,000 円 | 12 | 550,000 円 |
| 3 | 1,000,000 円 | 8  | 750,000 円 | 13 | 500,000 円 |
| 4 | 950,000 円   | 9  | 700,000 円 | 14 | 450,000 円 |
| 5 | 900,000 円   | 10 | 650,000 円 | 15 | 400,000 円 |